

# 原爆ドームを望む南北軸線上の眺望景観の保全・形成

## ① 取組概要



### 現況

本市では、原爆ドームの背景に建築物などが何も見えないような環境を「目指すべき姿」とし、その実現に向けて、実効性の高い景観誘導の枠組み（景観計画や高度地区による高さ制限等）を運用しながら、良好な景観の保全・形成に取り組んでいます。

◀ 平和記念資料館本館下（視点場）から原爆死没者慰霊碑越しに原爆ドームを望む南北軸線上の眺望景観は、平和都市広島を象徴する景観として次世代に引き継ぐべき大切な存在です。

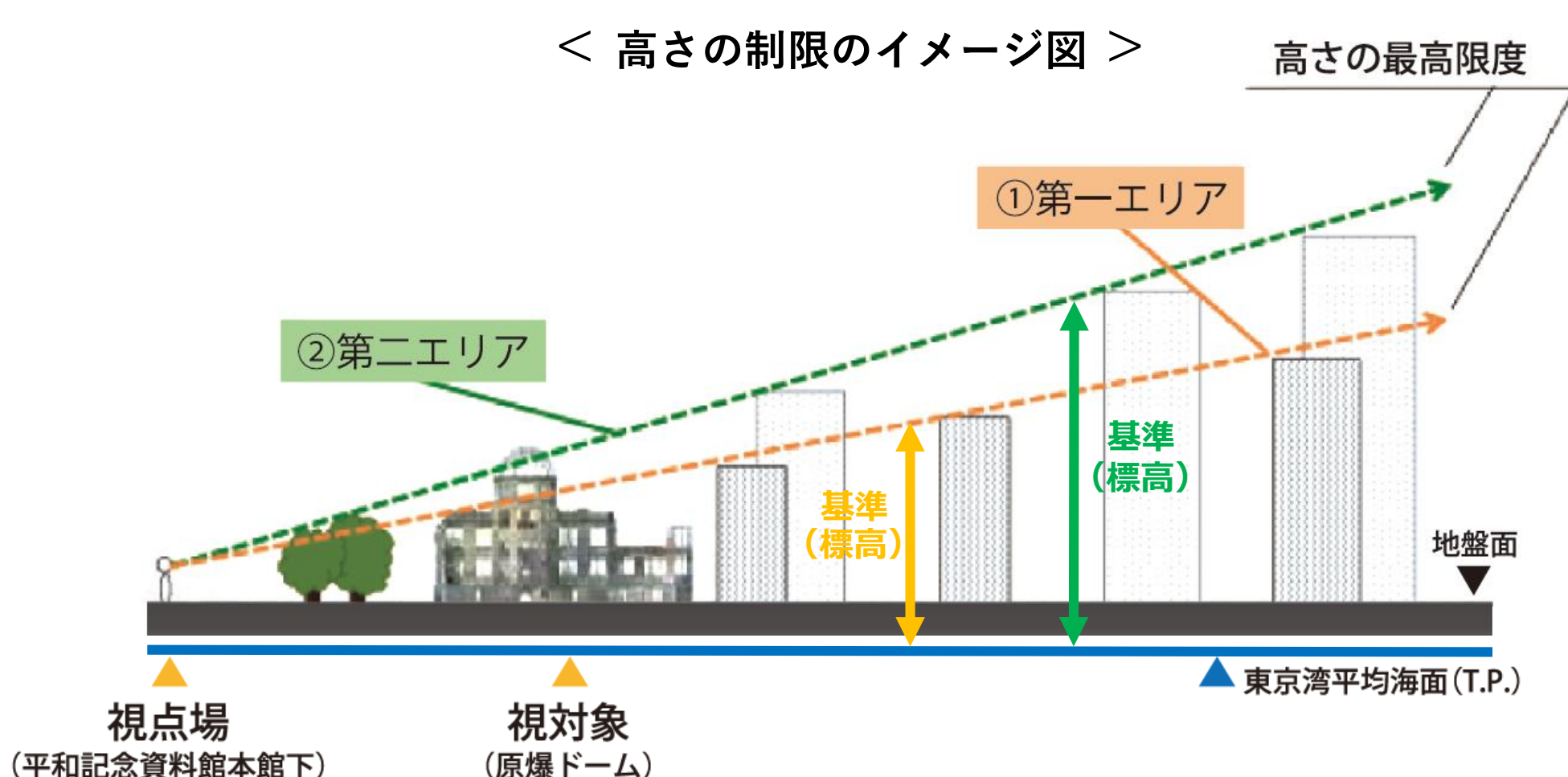


### 「目指すべき姿」

## ② 目指すべき姿を実現するための具体的方策

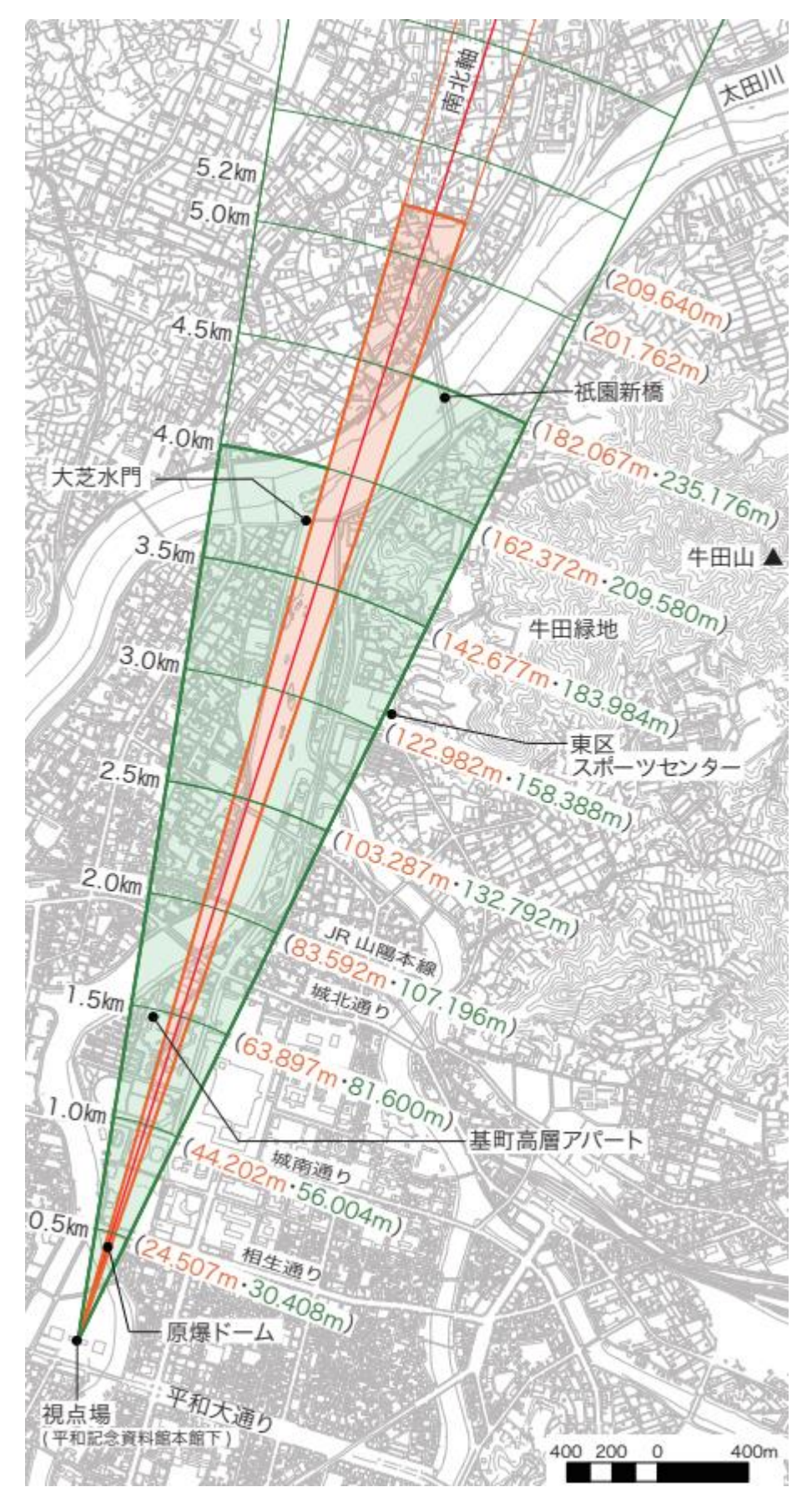
- 高さを制限する範囲（原爆ドーム北側眺望景観保全エリア）を、原爆ドームの背景となる範囲（第一エリア）と平和記念公園内の植栽による遮蔽効果が見込める範囲（第二エリア）に分け、それぞれに視点場からの距離に応じた建築物等の高さの最高限度の基準（標高）を設定し、高さを制限します。

< 高さの制限のイメージ図 >



原爆ドーム 北側眺望景観保全エリア		
	①第一エリア	②第二エリア
0.5 km	24.507m	30.408m
1.0 km	44.202m	56.004m
1.5 km	63.897m	81.600m
2.0 km	83.592m	107.196m
2.5 km	103.287m	132.792m
3.0 km	122.982m	158.388m
3.5 km	142.677m	183.984m
4.0 km	162.372m	209.580m
4.5 km	182.067m	235.176m
5.0 km	201.762m	—
5.2 km	209.640m	—

< 高さの最高限度（参考値） >



< 高さ制限の範囲 >

- 原爆ドームの背景となる阿武山の山頂付近の建築物や工作物のうち、標高430mを超える範囲では、原則、建築物等の建設等を制限します。また、屋外広告物条例に基づき、標高390mを超える範囲では、屋外広告物の表示・設置を原則、制限します。

## ③ 取組において工夫した点

建築物に対しては、建築基準法に基づく規制が最も有効であることから、景観計画だけでなく、高度地区による高さ制限を定めるとともに、屋外広告物や照明装置についても制限を設けました。